

食安発0329第8号
24消安第6381号
平成25年3月29日

(最終改正：平成29年11月30日生食発1130第9号・29消安第4583号)

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

対EU輸出食肉の取扱いについて

標記については、欧州委員会保健・消費者保護総局（DG SANCO）との協議の結果、別紙のとおり「対EU 輸出食肉の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）を定めることとしたので、御了知の上、関係業者に対する周知及び指導方お願いします。